

件名

保険業法施行規則第二百十一条の四十六の規定に基づく金融庁長官が定める方法及び積立て並びに取崩し等に関する基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十一条の四十六の規定に基づき、保険業法施行規則第二百十一条の四十六の規定に基づく金融庁長官が定める方法及び積立て並びに取崩し等に関する基準（平成十八年金融庁告示第十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

金融庁長官 井藤 英樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

